

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 4 月 2 日 (火) 第 503 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
○公共測量の終了(2件) (監理課取扱い) 1
○証紙販売人の指定の解除 (会計課取扱い) 2
○証紙販売人の指定 (会計課取扱い) 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 2

公 安 委 員 会 規 則

- 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則(※)
(地域課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第306号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 6 年 4 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25449	令 和 6 年 3 月 25 日	書 籍	特ダネTABOO! 49 春・そよ風の誘惑号 ISBN978-4-89212-727-4	インテルフ イン	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25450		雑 誌	劇画シークレット Vol. 21 68549-84	大洋図書		
25451			実話ナックルズウルトラ Vol. 30 68549-77	大洋図書		
25452			実話BUNKAタブー 4月号 05375-04	コアマガジ ン		
25453			実話BUNKA超タブー 3月号 05159-03	コアマガジ ン		

鹿児島県告示第307号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、都城市長から令和5年8月29日鹿児島県告示第664号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月15日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、曾於市長から令和5年10月10日鹿児島県告示第766号で告示した公共測量の実施は、令和6年3月14日終了した旨の通知があった。

令和6年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第309号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第1項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

令和6年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
鹿児島県食肉生活衛生同業組合大口支部 支部長 松下哲郎	伊佐市大口里53-1	伊佐市大口里53-1	令和6年3月31日
大崎町衛生自治会 会長 萩原洋一	曾於郡大崎町假宿1029番地	曾於郡大崎町假宿1029番地 大崎町役場内	令和6年3月31日

鹿児島県告示第310号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

令和6年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
大崎町 町長 東靖弘	曾於郡大崎町假宿1029番地	曾於郡大崎町假宿1029番地 大崎町役場内	令和6年4月1日

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

薩摩川内市宮崎町字清水田1638番5, 1639番1, 1641番1, 1642番1, 1643番1, 1644番1, 1645番1, 1647番, 1648番1, 1651番の一部, 1653番1, 1654番1, 1654番3, 1655番1, 1658番1, 1659番1, 1660番1, 1661番1, 1662番1, 1663番1, 1664番1, 1665番1, 1665番3, 1666番1, 1666番5の一部, 1691番1, 1691番2の一部, 1691番5の一部, 1692番4, 1693番4, 1694番4, 1699番1, 1700番1, 1701番1, 1702番1, 1703番, 1705番1, 1706番1, 1707番1, 1708番, 1709番, 1710番1, 1711番1, 1711番3, 1711番4, 1711番5, 1711番6, 1711番7, 1711番8, 1712番1, 1713番1, 1714番1, 1715番1, 1717番1, 1718番1, 1719番1, 1719番3の一部, 1719番4の一部, 1719番6, 1719番19, 1642番1地先水路の一部, 1645番1地先市道の一部, 1654番3地先農道, 1662番1地先農道の一部, 1691番1地先里道の一部及び1691番1地先水路

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
新潟市南区清水4501番地1
株式会社コメリ
代表取締役 捧雄一郎

公安委員会規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月2日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第9号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表薩摩川内警察署の部川内北交番の項中「東郷町斧淵（分割）」を「東郷町斧淵（分割）」に改め，同部鳥丸駐在所の項中「薩摩川内市東郷町斧淵（分割）」を「薩摩川内市東郷町斧淵（分割）」に改める。

別表阿久根警察署の部鷹巣駐在所の項中「山門浦」を「山門野」に改める。

別表鹿屋警察署の部垂水幹部派出所所在地の項中「波平」を「浜平」に改める。

別表奄美警察署の部早町駐在所の項中「伊實久」を「伊実久」に改める。

別表徳之島警察署の部伊仙駐在所の項中「左弁」を「佐弁」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。